

函館市地域安全安心促進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに資する青色回転灯を装備した自動車による町会の自主防犯パトロールを促進することを目的とした地域安全安心促進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、青色回転灯を装備した自動車（以下「青色回転灯装備車」という。）とは、自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」の記載がある自動車またはその他の灯火等の制限についての保安基準緩和に関する記載がある自動車であって、町会の区域内の自主防犯パトロールを実施する自動車として、当該町会に登録されているものをいう。

(交付金の交付の対象となる青色回転灯装備車)

第3条 交付金を交付する年度（第13条において「交付金交付年度」という。）の4月1日現在において、町会、当該町会の住民または当該町会の区域内にある団体が所有する青色回転灯装備車とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、青色回転灯装備車1台につき年額20,000円とする。

(青色回転灯装備車所有状況の申告)

第5条 交付金の交付を申請しようとする町会は、市長の指定する期日までに、青色回転灯装備車所有状況申告書（別記第1号様式）およびそれぞれの青色回転灯装備車に係る次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 北海道警察函館方面本部長が発行した証明書の写しまたは標章の写し
- (3) 青色回転灯装備車の運転者に係る北海道警察函館方面本部長が発行したパトロール実施者証の写し

(交付金の交付の申請)

第6条 前条の青色回転灯装備車所有状況申告書を提出した町会は、市長から交付金の交付に関し、通知があったときは、地域安全安心促進交付金交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第7条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、交付金の交付の条件等を付した指令書（別記第3号様式）を前条の申請をした町会に交付するものとする。

2 前項の指令書の交付を受けた町会は、速やかに交付金の交付の条件等の全文を記載した請書を市長に提出しなければならない。

3 交付金は、前項の請書を提出した後に交付するものとする。この場合において、交付金は、前金払で交付する。

(決定の取消し)

第8条 市長は、町会が、前条第1項の指令書に付した交付金の交付の条件等またはこの要綱の規定に違反したときは、交付金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

(交付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による交付金の交付の決定の全部または一部の取消しをした場合において、既に交付金の交付がされているときは、期限を定め、その額と取消し後の額との差額の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 町会は、前条の規定により交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第11条 市長は、町会が交付金の返還を命ぜられ、当該交付金または延

滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該町会に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該交付すべき補助金等の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金等と返還を命ぜられた交付金または延滞金の未納付額とを相殺することができるものとする。

（帳簿および書類の備付け）

第12条 町会は、町会が交付金の交付を受け実施した自主防犯パトロールに関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿および書類については、交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（自主防犯パトロールの実施状況の報告）

第13条 交付金の交付を受けた町会は、交付金交付年度の翌年度の4月末日までに、交付金交付年度の自主防犯パトロール実施状況報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、令和5年度以後の年度分として交付する交付金について適用する。